

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 働き方改革 ②

前回のヒューマン・プライム通信では「有給休暇取得義務化」についてご紹介させて頂きました。その続きとして今回は有給休暇の一斉付与の導入方法についてご紹介します。

### 導入方法

労働基準法により、休暇に関する事項は就業規則に必ず記載が必要なため、就業規則の変更が必要になります。

※就業規則の変更には労働者の意見聴取や労働基準監督署への届出が必要です。

#### 就業規則（例）

（年次有給休暇）

第●条 会社は社員に対して次の各号のとおり年次有給休暇を付与する。  
ただし、4月1日から3月31日を1年として取り扱う。

- (1) 会社は入社日から起算して3ヶ月を経過し、当該3ヶ月の全労働日の8割以上出勤した社員に対し、入社した年に次の表の区分により、年次有給休暇を付与する。ただし、1月から3月に入社した者については付与しない。

付与日数	入社月と付与日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10日	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1						
3日							1/1					
2日								2/1				
1日									3/1			

- (2) 2年目以降は毎年4月1日を基準に前年度の算定期間の全労働日の8割以上を出勤した社員に対し、4月1日に次の表のとおり付与する。

#### イ. 入社日が4月から月までの従業員

勤続	入社年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
付与日数	前号の通り（付与する）	11日	12日	14日	16日	18日	20日

#### ロ. 入社日が1月から3月までの従業員

勤続	入社年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以上
付与日数	前号の通り（付与しない）	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



前回のヒューマン・プライム通信でご紹介させて頂きました有給休暇取得義務化に伴い、有給休暇の管理が煩雑になってしまいますので、今回ご紹介した一斉付与がおすすめです。ただし、有給休暇の一斉付与への変更は就業規則の変更が伴いますし、今いる従業員の方に不利益が発生しないように注意が必要となり、**一時的に有給休暇を法定以上付与することも必要となる場合があります**。要注です。変更をご検討でしたら一度ヒューマン・プライムにご相談ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。